

【書式2-2】第三債務者に対する陳述催告の申立書

この申立てがあると、裁判所書記官は、第三債務者に対し、仮差押命令正本と一緒に陳述催告書を送達します。

陳述催告は、万一その債権が存在しない場合には、債権者は改めて他の財産に仮差押えする必要もあるので、仮差押えがその目的を達したかを確認するために行われます。

☆《注意》

陳述催告の申立ては、遅くとも供託書正本の写しを提出するまでに行ってください。これは、第三債務者に対する債権の存否等の陳述の催告は、仮差押命令を送達するに際し、行わなければならないとされているからです。

令和〇〇年（ヨ）第〇〇〇〇号

第三債務者に対する陳述催告の申立書

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債 権 者 ○ ○ ○ ○ 印

債権者は、本日、御庁に申し立てた下記当事者間の債権仮差押命令申立事件について、御庁から第三債務者に対し、民事保全法50条5項、民事執行法147条1項に規定する陳述催告をされるよう申し立てる。

当事者の表示	債 権 者	○	○	○	○
	債 務 者	○	○	○	○
	第三債務者	○	○	○	○